

岩手県告示第 500 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成 20 年 7 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成 20 年 9 月 1 日午前 10 時 20 分から	盛岡市内丸 11 番 1 号 岩手県盛岡地区合同庁舎
実地試験	平成 20 年 9 月 1 日午後 1 時から	〃

- 2 受験手続 受験願書を平成 20 年 7 月 7 日から平成 20 年 7 月 25 日までに住所地を所管する岩手県保健所(盛岡市に住所を有する者については県央保健所、県外に住所を有する者については岩手県環境生活部環境保全課)に提出すること。
- 3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。